

3. 「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが基本となります。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにしてください。

4. 施設管理者等の判断により、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を求めている場合や登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合であっても、午睡の際には当然として、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにしてください。

また、正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。また、子どもがふざけてマスクを取り外したような場合でも、無理に着用を求める必要はありません。

いずれにしても、例えば一定年齢以上の子どもに一律にマスク着用を求めることや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことなど、子どもや保護者の意向に反してマスク着用を実質的に無理強いすることにならないよう、留意していただくようお願いいたします。